

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の傷病は、通勤災害によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事業の概要及び経過

請求人は、○会社に生産事務（作業環境測定）として勤務していた平成〇年〇月〇日、帰宅途中に交差点を自転車にて直進していたところ、同交差点に進入しようとした普通乗用車のバンパーに左足が接触した。転倒を避けるため地面に着いた右足を踏ん張った際、右足関節を捻挫し同時に腰部捻挫を発症した。同月〇日に○医院に受診し、「右足関節捻挫」、「腰部捻挫」と診断された。

請求人は、本件事故は通勤災害によるものとして監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、請求人の負傷は通勤災害による傷病とは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

帰宅途中に通勤災害にあったのは明らかで、災害の発生、治療事実は明白であり、痛みの激増も治療内容、投薬内容から時系列で表現でき、その説明もつく。したがって、監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人は、自転車で帰宅途中に自動車と接触し、転倒しないように右足を地面に着き踏ん張った際に負傷したものであるため、合理的な経路上であり途中逸脱・中断が認められることから通勤災害が認められるが、右足関節捻挫の治療については治療の事実がないことが確認されている。

労災保険法第13条において「療養の給付の範囲は次の各号（政府が必要と認められるものに限られる。）とされている。これらについてその解釈は「療養の効果が医学上一般的に認められるものでなければならず」本件負傷における右足関節捻挫については、療養行為そのものがないことから、当然療養効果は認められないものである。

腰部捻挫については、本件傷病と同一部位を平成〇年〇月〇日の交通事故で負傷し、○医院に受診し「外傷性頸部症候群」、「腰椎捻挫」と診断され治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日症状固定となり自賠責保険から障害等級第14級の9の決定を受けている。

主治医意見書から、請求人の既往症と本件傷病との医学的因果関係が認められ、地方労災医員の意見から、平成〇年〇月〇日症状固定時点と平成〇年〇月〇日時点における本件傷病との変化は認められないことから、既往症若しくは基礎疾患を増悪させたものでもないことが認められる。また、通勤災害による負傷が新たに腰部に損傷を生じせしめた明らかな医学的所見も認められないことから、負傷と本件傷病の因果関係は認められない。

以上のことから、本件は右足関節捻挫については支給すべき療養事実がなく、腰部捻挫については通勤災害の負傷による傷病とは認められないことから不支給と決定した。

4 審査官の判断

請求人が平成〇年〇月〇日、業務終了後自転車を利用して帰宅途中、交差点において左側から交差点に進入しようとした普通乗用車のバンパーに左足が接触した際、転倒防止のため右足を地面についたことで右足関節を捻挫し、腰部を捻ったために腰部捻挫をきたしたことの事実に誤りはない。

本災害によって、請求人はかねてから受診している○医院に同年〇月〇日に受診したところ、医師は腰部のレントゲン単純撮影を行い、右足関節捻挫及び腰部捻挫と診断したものである。

療養の経過については、診療費明細内訳書より初診日と同年〇月〇日の2回受診して、〇月〇日をもって治ゆと判断されている。

本件災害は、労災保険法第7条第2項に定める通勤の途中に発生した災害であることに相違はなく、また、同法第12条の4の第三者の行為による事故に該当するものである。

同法第13条において、療養の給付の範囲を定め、通勤災害の療養給付については同法22条第2項にて第13条の規定を準用するとされており、医師による診察がなされた結果、上記の診断がなさ

れていることに相違はない。

したがって、監督署長が判断した結論において、「本件は右足関節捻挫については支給すべき療養事実がなく、腰部捻挫については通勤災害の負傷による傷病とは認められないことから不支給と決定した。」との判断は、診療費明細内訳書より、診察、腰部のレントゲン単純撮影等の医療行為が認められる以上、一切を支給しないとした判断は誤りと言わざるを得ない。

よって、監督署長が請求人に対してなした療養給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく取り消されるべきである。